

## 差別をなくすための行動を ～登録型本人通知制度～

住民票の写しや戸籍謄本などは原則本人しか入手することができません。ただし、弁護士、司法書士、行政書士などのいわゆる8士業にのみ、「職務上請求」が認められています。この職務上請求用紙を悪用し、2011(平成23)年には、1万件にもおよぶ司法書士らによる不正取得事件が起きました。2017(平成29)年には大分県内においても、委任状を偽造し、他人の住民票や戸籍謄本などを不正に取得した事件が起きました。このような不正請求・取得を防止するための制度が**本人通知制度**です。

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知するものです。2012(平成24)年10月1日から、大分市においてもこの制度が始まっています。一度登録すると永年登録となり、また年齢に制限がなく、世帯の代表者がその同一世帯をまとめた登録もできます。登録できるのは、大分市に住民登録している人、大分市に本籍を有する人となります。

しかし、2020(令和2)年度に実施した「人権に関する市民意識調査」では、本人通知制度を「知らない」が75.1%となっており、多くの人が知らないことが明らかになりました。

多くの市民がこの制度に登録することで、不正に取得しようとする行為を抑止する力を高めることが期待できます。差別を許さない、という気持ちを行動に移せる市民が多くいるということは、差別のない大分市、みんなが暮らしやすい大分市を築いていくことにもつながります。**差別につながる身元調査を、わたしたちの「しない、させない、許さない」という気持ちと行動でなくしていくことが大切です。**

### 差別は差別する側の問題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染者や医療従事者及びその家族等への差別や偏見、嫌がらせなど、感染者等が責められるという現実を見てきました。このような雰囲気、体調が悪いことを言いづらくし、感染を広げる結果にもなったのではないのでしょうか。感染者等を責めても、根本の解決にはつながらないのです。

**差別解消に向けての取組は差別する側の問題であり、わたしたちみんなの課題であり責任である**と言えます。何より「差別する側」にいた場合、差別することにより自分自身や家族をも不幸にしてしまうことがあると考え、差別は自分自身の問題であることは明らかなことです。

このような問題の解決には、まず理不尽な差別に**気づくこと**(人権感覚)、そして「差別を許さない」という思いを**行動で示していくことが大切です**。気づくためには、差別の歴史や現状、差別が起こる理由などを**学ぶこと**(知的理解)が必要となります。さらに、そのような学びを広げていくために、意見や気持ちを伝えあえる**人間関係をつくっておくことも必要**です。

登録して安心

住民票の写しや戸籍謄本などの住民票情報を利用する際には、本人の同意が必要です。

●オンライン申請も可能です  
ご本人のマイナンバーカードと、顔写真と生写真が必要です。

不正な手段を使い、他人の住民票や戸籍を不正に取得し、悪用する事件が発生しています。そういった不正請求の早期発見、個人情報の不正利用防止・抑制するため、**大分市では**  
**本人通知制度**  
を行っています。

●実施内容  
本人以外の第三者に、戸籍や住民票の証明書を交付した場合、ご本人にその事実を通知いたします。  
本制度をご利用になる場合は、事前登録が必要です。

●登録できる方  
大分市に住民登録している方・大分市に本籍を有する方

●申請窓口  
大分市役所・各支所の窓口か、郵送・オンラインでの申し込みもできます。  
※顔写真と生写真に、スマートフォンで撮影した顔写真も利用できます。  
詳しくは下記に説明させていただきます。

大分市役所 市民窓口担当課 ☎097-537-5615



本人通知制度については  
こちらから。  
オンライン申請も可能です

わたしたちは、「やさしく話しかければ、やさしく応える」など、相手の痛みや悲しみ、喜びなどを自分事として感じることができます。それを伝え合うことで強い絆で結ばれていきます。そのような絆の輪を広げながら人権問題について自分自身の問題として学習し、気づき、差別を許さないという強い気持ちを持ち続けることが、差別をなくすことにつながっていくのです。



「共に生きる」大分市人権フォトコンテストの入選作品